

2023 年 4 月 3 日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 四国銀行を通じ、『はじめての介護』を販売開始

はじめての介護

告知コース 無告知コース

指定通貨建終身保険
指定通貨建特別終身保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、株式会社四国銀行（取締役頭取：山元 文明）を通じ、2023年4月3日より『はじめての介護』*（以下「当商品」）の販売を開始いたしました。

当商品は、相続・介護への準備ができる保険料一時払の終身保険です。お客さまのニーズに合わせて、「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけます。また、契約時に選択した介護保障割合（100%、50%）に応じて、所定の認知症による状態に該当された、または、要介護2以上と認定された場合は介護保険金をお受け取りいただけます。

「人生100年時代」にむけて、お客さまのライフスタイルに合わせて、長生きの準備にご活用いただくことができます。

* 正式名称：指定通貨建終身保険（告知コース） / 指定通貨建特別終身保険（無告知コース）

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/hajimete_no_kaigo/

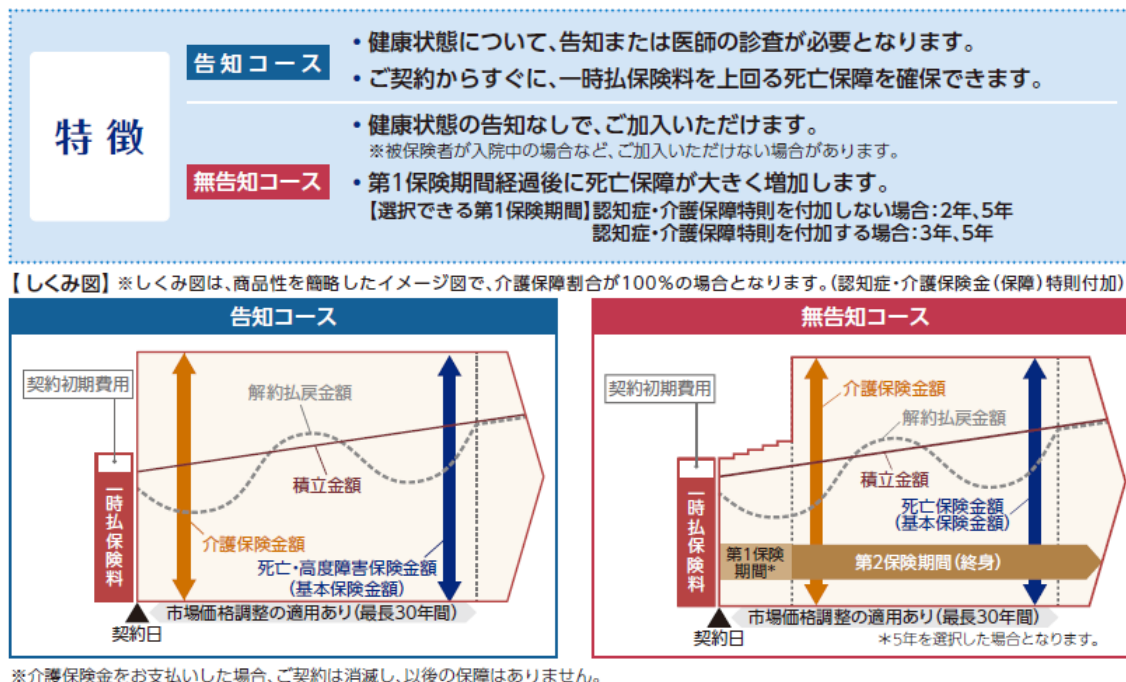
・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の概要

『はじめての介護』

1. 商品の特徴としくみ



2. 商品の概要と主な取扱規程

商品の概要

	告知コース	無告知コース
主な保障内容	死亡保険金 被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	死亡保険金 被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。
	高度障害保険金 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	高度障害保険金 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。
	介護保険金 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき*、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたときにお支払いします。(認知症・介護保険金特則付加)	介護保険金 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたとき(第2保険期間中)にお支払いします。(認知症・介護保障特則付加)
告知	あり	なし
付加できる主な特約・特則	・認知症・介護保険金特則 ・リビング・ニーズ特約	・認知症・介護保障特則
	・円支払特約Ⅱ ・円建終身保険移行特約Ⅱ	・年金支払特約 ・年金移行特約 ・目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ ・保険契約者代理特約 ・指定代理請求特約 ・保険料円入金特約

* 公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払いの対象となる場合があります。

主な取扱規程

指定通貨	米ドル・豪ドル・円	契約年齢範囲	50歳～90歳(被保険者の満年齢)
最低一時払保険料	米ドル・豪ドル:50,000米(豪)ドル* ¹ 、円:500万円	最高保険金額	10億円* ²
保険期間	終身	解約払戻金	あり(市場価格調整適用)
		配当金	なし

*¹ 保険料円入金特約を付加する場合は500万円

*² 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

3. リスクと費用について

■ 市場リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

■ お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

告知 コース	米ドル・豪ドル 円	一時払保険料の5.7%～6.5%	無告知 コース	米ドル・豪ドル 円	一時払保険料の6.5%
		一時払保険料の2.0%			一時払保険料の2.0%

【保険期間中の費用】

死亡保障や高度障害保障*に必要な費用を毎月積立金から控除します。また、認知症・介護保険金特則および認知症・介護保障特則が付加されている場合は、上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。＊無告知コースの場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に次の費用を差し引いています。

告知コース：ご契約の締結や維持に必要な費用 **無告知コース**：ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用

【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル  豪ドル	保険料を円貨で払込む場合〔保険料円入金特約〕	TTM + 50 銭
	死亡保険金、介護保険金等を円貨で受取る場合〔円支払特約Ⅱ〕	TTM - 50 銭
	円建の年金で受取る場合〔年金支払特約〕〔年金移行特約〕	
	円建終身保険に移行する場合〔目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱ〕〔円建終身保険移行特約Ⅱ〕	

* TTM（対顧客電信仲値）は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記為替レートは、2023年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および保険金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約Ⅱまたは円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。